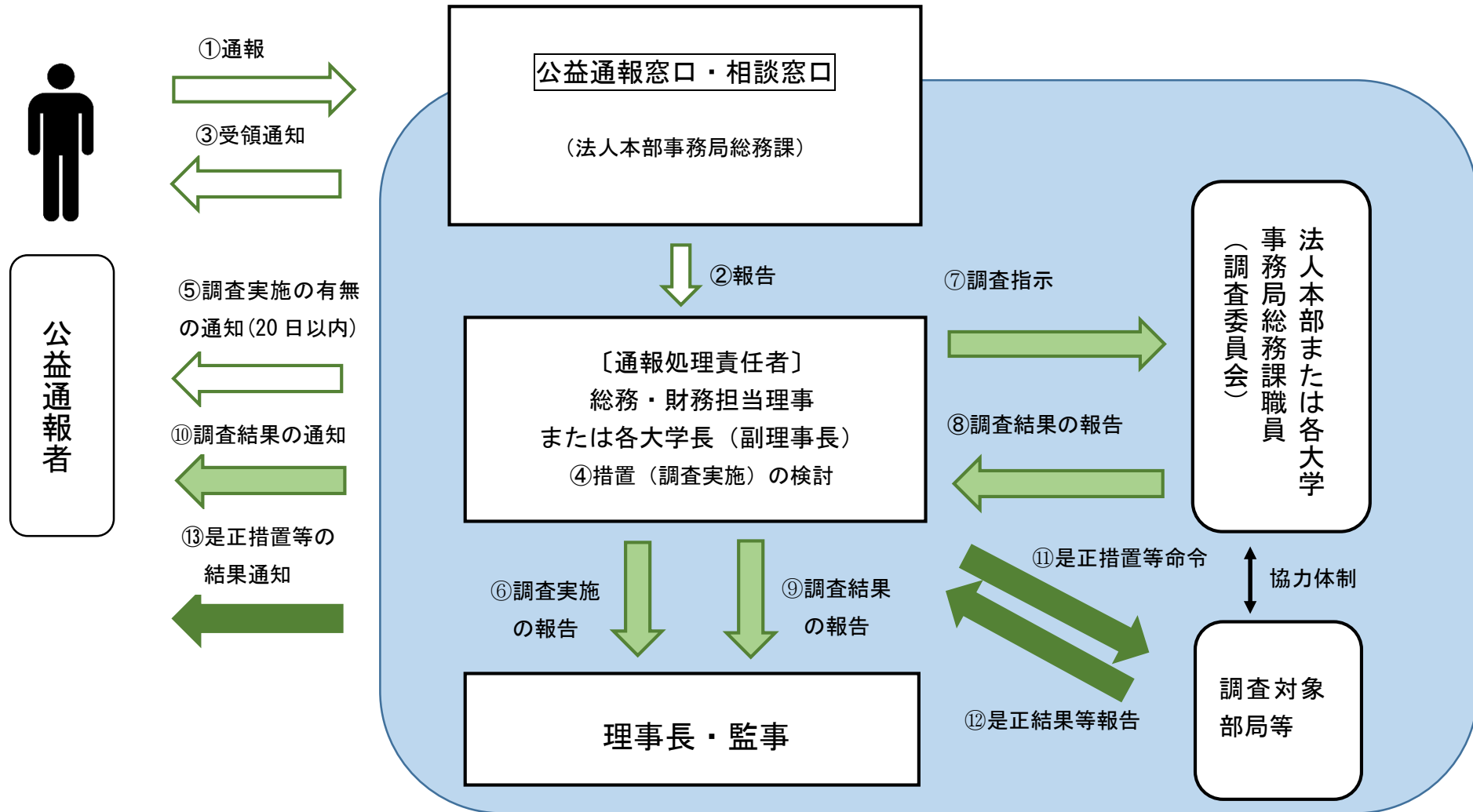


石川県公立大学法人における公益通報処理の流れ（概要）



※1 調査を実施することとなった場合は⑥～⑩の → の流れに進む

※2 通報事実が明らかになった場合は⑪～⑬の → の流れに進む

※3 大学固有案件については通報処理責任者を学長とし、大学事務局総務課において事務を行う